**益田市東京オリンピック・パラリンピック自転車競技キャンプ**

**誘致推進実行委員会規約の改正について**

１．改正理由

　　 東京オリンピック・パラリンピックにおけるアイルランド自転車競技選手の事前キャンプ決定を受け、規約の一部を改正することとする。

２．規約の改正

　・題名を次のように改める。

　　益田市東京オリンピック・パラリンピック自転車競技キャンプ推進実行委員会

　・第１条中「益田市東京オリンピック・パラリンピック自転車競技キャンプ誘致推進実行委員会」を「益田市東京オリンピック・パラリンピック自転車競技キャンプ推進実行委員会規約」に改める。

　・第２条中の「世界各国の選手の事前キャンプをはじめ、国内外のトップチームの合宿等を誘致することで」を「アイルランド選手の事前キャンプにより」に改め、「キャンプ誘致国」を「アイルランド」に改める。

　・第３条第１項を削除する。同条第２項を第１項とし、「誘致活動に向けて」を削除する。同条第３項を第２項とする。同条第４項を第３項とし、「事前キャンプ誘致国と」を「アイルランドとの」に、「交流に係る活動に関すること」を「交流に関すること」に改める。また、同条第５項を第４項に、第６項を第５項とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正案 | 現　行 |
| 益田市東京オリンピック・パラリンピック自転車競技キャンプ推進実行委員会規約  （名称）  第１条　本会は、益田市東京オリンピック・パラリンピック自転車競技キャンプ推進実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。  （目的）  第２条　実行委員会は、東京オリンピック・パラリンピック自転車競技ロードレースに出場するアイルランド選手の事前キャンプにより、交流人口の拡大とスポーツ | 益田市東京オリンピック・パラリンピック自転車競技キャンプ誘致推進実行委員会規約  （名称）  第１条　本会は、益田市東京オリンピック・パラリンピック自転車競技キャンプ誘致推進実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。  （目的）  第２条　実行委員会は、東京オリンピック・パラリンピック自転車競技ロードレースに出場する世界各国の選手の事前キャンプをはじめ、国内外のトップチームの合 |
| 改正案 | 現　行 |
| の振興に加え、オリンピックの理念に市民の皆さんが触れる機会を提供することを目的とする。また、アイルランドと大会終了後も末永い交流を続けるほか、キャンプ誘致を通じて日本国内はもちろん海外からも自転車愛好家が益田市に走りに来ていただけるような「まちづくり」を進め、地域経済の活性化を図る。  （事業）  第３条  【削除】  （１）事前キャンプに係る市民意識の高揚に関すること  （２）事前キャンプの受入れ体制の整備に関すること  （３）アイルランドとの大会終了後の交流に関すること  （４）自転車によるまちづくりの実現に関すること  （５）その他、実行委員会の目的達成のために必要なこと    第４条～第１３条【略】  附　則  　この規約は、平成２８年１１月２４日から施行する。  附　則  　この規約は、平成３０年５月１６日から施行する。  　　附　則  　この規約は、平成３１年４月１１日から施行する。 | 宿等を誘致することで、交流人口の拡大とスポーツの振興に加え、オリンピックの理念に市民の皆さんが触れる機会を提供することを目的とする。また、キャンプ誘致国と大会終了後も末永い交流を続けるほか、キャンプ誘致を通じて日本国内はもちろん海外からも自転車愛好家が益田市に走りに来ていただけるような「まちづくり」を進め、地域経済の活性化を図る。  （事業）  第３条  （１）事前キャンプに係る誘致活動に関すること  （２）事前キャンプに係る誘致活動に向けて市民意識の高揚に関すること  （３）事前キャンプの受入れ体制の整備に関すること  （４）事前キャンプ誘致国と大会終了後の交流に係る活動に関すること  （５）自転車によるまちづくりの実現に関すること  （６）その他、実行委員会の目的達成のために必要なこと  第４条～第１３条【略】  附　則  この規約は、平成２８年１１月２４日から施行する。  附　則  　この規約は、平成３０年５月１６日から施行する。 |